

運転者の運転適性に 応じた安全運転

ドライバーに対する事故防止教育における国のガイドラインである「指導・監督指針」が改正され、2017年3月12日に施行される見通しです。「運転者の運転適性に応じた安全運転」では、「適性診断の結果に基づく個々の運転者の運転行動の特性を自覚させる」ことが指導内容として追加されます。今月号では I.適性診断の必要性、II.適性診断結果に基づく指導が不十分であった事故の事例、III.ドライバーの行動変容を促す指導手法について東京海上日動リスクコンサルティング株式会社の進藤恵介主任研究員に解説してもらいます。

●ドライバーに対する「指導・監督指針」の改正概要

項目	改正後の追加内容
①トラックを運転する場合の心構え	交通事故統計を活用し事故の影響の大きさを理解させる
②トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本事項	規定に基づく日常点検の実施及び適切な運転姿勢での運転の重要性を、それを怠ったことによる事故が発生した際に事業者及び運転者が受ける罰則、処分及び措置及び交通事故が加害者等に与える心理的影響を説明することにより確認させる
③トラックの構造上の特性	トレーラーを運転する際に留意すべき事項及び貨物の特性を理解した運転を理解させる トレーラーにより、コンテナを運搬する事業者においては、コンテナロックの重要性を理解させる
④貨物の正しい積載方法	軸重違反を防止するための積載方法を理解させる
⑤過積載の危険性	法令に基づき荷主が遵守すべき事項、運転者等が受ける過積載に対する罰則、処分及び措置を理解させる
⑥危険物を運搬する場合に留意すべき事項	該当する事業者においてはタンクローリーを運転する際に留意すべき事項を指導する 危険物に該当する貨物及び運搬前の安全確認について理解させる
⑦適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通状況	改正なし
⑧危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	注意喚起手法として指差呼称及び安全呼称を活用する 降雪が運転に与える影響、緊急時における適切な対応を理解させる
⑨運転者の運転適性に応じた安全運転	適性診断の結果に基づく個々の運転者の運動行動の特性を自覚させる
⑩交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法	医薬品の使用等による眠気及び飲酒の生理的要因による事故の可能性を理解させる 規定に基づき運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準を理解させる
⑪健康管理の重要性	ストレスチェック等に基づき精神面の健康管理の重要性を理解させる
⑫安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法	安全性の向上を図るための装置を使用した場合の適切な運転方法を理解させる

I. 適性診断は「気付き」の機会

適性診断の必要性や適齢診断での測定項目については、2016年3月号で解説していますが、改めて確認しましょう。

なぜ、適性診断を受診する必要があるのでしょうか？ 適性診断の目的は、道路を安全に走行するために必要な能力がどの程度備わっているかをチェックすることです。また、事故を起こすリスクの高い「初任運転

者」「高齢運転者」「事故惹起者」は、国土交通大臣が認定する適性診断を受診することが義務付けられています。適性診断では様々な測定から運転の癖を見つけて出すことにより、それまで気付かなかった点を自覚させることができます。今後、どのような点に配慮して運転すれば良いのかを考える機会として活用しましょう。

進藤恵介 (しんどう けいすけ)

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 自動車リスク本部 主任研究員。
保有資格:日本交通心理学会認定 交通心理士、運行管理者(貨物)旅客・貨物運送事業者を中心に、交通事故削減コンサルティングに従事、運行管理者向けマネジメントスキル向上研修を多数実施。

II. 適性診断は受診だけでは不十分。指導に活用してこそ真価を発揮

次に、適性診断結果に基づく指導が不十分で起きた事故事例として、2014年の大型トラックによる多重追突事故を紹介いたします。静岡県浜松市の富壽山トンネル内で渋滞のため停止していた大型トラックへの追突が発端として、4台の車両が関係する多重追突事故でした。追突した大型トラックのドライバーは重傷を負い、追突された大型トラックおよびタンク車のドライバーが軽傷を負いました。事故の直接的な原因は、ラジオ操作による脇見運転と速度超過の2つがあげ

られています。しかし一方で、適性診断結果で指摘されていた運転特性に対する指導が不十分であったことも、背景要因と指摘されています。調査では、「全ドライバーに対し2年毎に適性診断を受診させている」という、運行管理者のコメントが得られた一方で、適性診断での注意を要する項目についての指導状況は確認できませんでした。ドライバーの運転特性が細かく記載された「適性診断票」が活用されなかったことは、悔やまれると言えるでしょう。

※事故詳細は、事業用自動車事故調査委員会「事業用自動車事故調査報告書(重要調査対象事故)大型トラックの追突事故(静岡県浜松市)」をご覧ください。

III. 指導手法は幅広く。時には見直しも

それでは診断結果を踏まえて、運転行動を改善させるための指導はどうすれば良いのでしょうか？ まずは、独立行政法人 自動車事故対策機構(NASVA)で実施されている初任診断を例に、測定項目を見てみましょう。

診断結果の十分な活用に向けては、どのような危険運転につながるか関連付け【表】、正しい運転行動に導いていくことが欠かせません。例えば、「判断・動作のタイミング」という項目で「タイミングが早過ぎる」

と診断された場合、「確認よりも動作が先走りしやすいため、見落としや見誤りが多くなってしまう」という危険をドライバーに自覚させ、「安全確認後に動作を始める」というあるべき運転の習慣を指導します。しかし一方で、いくら指導をしてもすぐに元に戻ってしまい、効果がないという場合もあるでしょう。そのような時には、ドライバーだけの責任にはせず、指導者側の指導の手法やコミュニケーションのとり方を見直しましょう。

【表】初任診断での診断項目と評価が低い場合に現れやすい運転例

診断項目	運転例
判断・動作のタイミング	タイミングが早過ぎる場合、確認よりも動作が先走りしやすい タイミングが遅い場合は、慌てやすく確認が不十分になりやすい など
動作の正確さ	予測していない状況に遭遇すると、あわてて間違った行動をとるとっさの場合に、正確な動作が不得意 など
注意の配分	交通状況の変化を的確に把握できず、反応が遅れたり見落としたりするなど
安全態度	交通ルールを無視した運転をする 運転技能を過信して無謀な運転をする など
感情の安定性	工事などで待たされると、すぐに文句を言う 強引な割り込みをされると嫌がらせをする など
協調性	譲りあう気持ちに欠ける 相手のことを考えずひとりがりの運転をする など
気持ちのおおらかさ	他者の行為にとげとげしく反応しがちである 小さなことに気をとられ必要な注意が欠けてしまう など
他人に対する好意	攻撃的な運転をしがちである 危険が発生しても相手のせいにしてがちである など

出典:公益社団法人 全日本トラック協会「事業用トラックドライバーテキスト10 安全運転のための心身の健康管理(試供版)」より東京海上日動リスクコンサルティング(株)作成